

平成29年第1回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

平成29年5月2日（火曜日）午前9時05分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第26号議案 幸田町監査委員の選任について
- 日程第4 第27号議案 幸田町税条例の一部改正について
第28号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第29号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第30号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第5 議員提出議案第1号 衆議院小選挙区区割りの改定に反対する意見書の提出について
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長の選挙
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長の選挙
- 追加日程 特別委員会委員辞任の件
- 追加日程 特別委員会委員の選任の件
- 日程第6 常任委員会委員・議会運営委員会委員の選任
- 日程第7 蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の選挙
- 追加日程 岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 酒向弘康君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君 副町長 成瀬敦君
企画部長 近藤学君 建設部長 羽根淵闘志君

総務部長 山本富雄君 消防長 吉本智明君
建設部次長 尾関義彰君 消防次長兼
予防防災課長 金澤惣一郎君
人事秘書課長 山本晴彦君 税務課長 大須賀龍二君
土木課長 鳥居靖久君 庶務課長 玉衛浩二君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私とも御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成29年第1回幸田町臨時会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に提出されました議案はお手元の議案目録のとおり、幸田町監査委員の選任についてを初めとする重要案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため、十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力をしたいと思うところであります。議員各位に慎重なる審議と円滑な議会運営を格別の御協力をお願いいたしまして、開会の言葉といたします。

臨時会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

5月を迎えまして、新緑の季節となりました。新芽も芽吹き、遠望峰山は大変美しい若葉に覆われておるところでございます。本日、ここに平成29年第1回幸田町議会臨時会をお願いしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

平素より町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、本臨時会に提案をさせていただきます議案は、幸田町監査委員の選任についての人事案件1件、幸田町税条例の一部改正についてを初めとする単行議案4件でございます。平成29年第1回議会定例会でお諮りいただいた町道路線の認定及び廃止についてであります。議案書において提出日の記載誤りによる議案の取り下げとなりました。大変御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後、このようなことがないような正確な議案書を作成してまいりますので、御理解をお願いいたします。また、この議案につきましては、改めて今回の臨時会において提案させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案の詳細につきましては、後ほど提案理由とその概要につきまして説明させていただきますが、全議案とも慎重に御審議の上、御可決、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、2件報告をさせていただきます。

4月19日に衆議院議員選挙区画定審議会より安倍晋三首相に勧告された衆議院小選挙区の区割り見直し案についてであります。97の選挙区が対象となるもので、本町は愛知県第12区から第14区へ編入される見直し案でありました。本件については、本国会での審議を予定しておりますが、本町が第12区で継続されるよう、先月28日、金曜日に国に対して要望書を提出してまいりましたことを御報告させていただきます。

2件目といたしましては、昨年度より申請をいたしておりました（仮称）豊坂児童館に対する地方創生拠点整備交付金についてでございます。先月28日に内閣府地方創生推進事務局より交付予定額の5,000万円の事業採択通知をいただきました。これで、財源も確保できましたので、建設に向けて進んでまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたしまして、以上、臨時会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成29年第1回幸田町臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会をします。

開会 午前 9時05分

○議長（浅井武光君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時05分

○議長（浅井武光君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を12番 笹野康男君、13番 丸山千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、第26号議案 幸田町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、10番、大嶽弘君の退場を求めます。

[10番 大嶽 弘君 退場]

○議長（浅井武光君） 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） それでは、第26号議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

幸田町監査委員の選任についてでございますが、提案理由といたしましては、池田久男委員の辞任に伴い選任する必要があるからでございます。

資料2ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、幸田町監査委員の選任につきまして、議会議員の中から選出をいただき御同意を賜るもので、幸田町大字芦谷字幸田9番地、昭和19年11月15日生まれ、72歳の大嶽弘氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

大嶽弘氏につきましては、長年、名古屋国税局に勤務されまして、税理士事務所を現在も開業されており、平成18年に幸田区区長、平成19年4月に町議会議員となられ、以降、総合開発特別委員長、平成23年5月には副議長、平成25年5月には議長の要職を歴任されております。地方自治においても長年にわたり活躍されている方であることなどから、予算の執行状況、施策の推進内容等を監査することについて適任者であると判断し、選任させていただくものでございます。ぜひとも議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案関係資料につきましては、1ページから3ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いをいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第26号議案の質疑を許します。

ありませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の提案に当たりまして、履歴書の作成と申しますか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

関係資料によりまして2ページに出されておりますけれども、現在も町会議員でございますので、その平成27年の4月までが議長職にあられたということでもあります。な

お、その後、また議会議員選挙がございまして、新たにまた議員として現在に至っておられるわけでありますので、やはりこうした履歴書につきましては、きちんと職歴についてチェックして出すべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（山本晴彦君） ただいまの議員の履歴書の27年4月以降のことでございます。人事秘書課に提出というか、町長に提出をされた書類を確認させていただいた折りに、これ以降の議員の表現という平成19年4月と同様の表現になるわけでございますけども、そこに変更がないということでありましたので、御指摘されることはごもつとでもですけど、特にそれを書かなくてはいけないというふう指摘はしていないという状態の資料でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 確かに平成19年4月から幸田町議会議員として至るにつきましては空白でございます。しかしながら、25年の5月から27年の4月までは議長職にあられ、なおかつ今回議員として、議会からの選出ということで出されているわけであります。そうした点におきまして、やはり、こうした履歴書に当たってはきちっとわかりやすく書いていくべきではないかなというふうに思うわけでありますので、空白であるから、そのままいいという問題ではないかというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（山本晴彦君） そのように御指摘をいただければ、そのとおりでございます。この資料が不適切かどうかということは不適切でないとは承知しておりますが、議員がおっしゃいますように現時点がどういう状況なのかということの説明する関係資料といたしましては、現状がどうなのかという、この27年4月以降の状態、現在に至る等、記載することをお示しする必要があったという部分につきましては、今後、この履歴書のあり方につきまして、もう一度注意をするように心がけたいと思います。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかに。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長が選任に当たって、この履歴の関係を少し述べられたわけでありますが、議会選出というものについてもいろいろ問題はあるにしても、要は監査委員だと。監査委員だということからいけば、職歴、経歴がどうであろうと、基本的に町の行財政について監査をする、そういう視点からいけば、町長にべつたりの監査委員がいいかどうか。町長にとっては極めて耳の痛い話もずばずばやられると。しかし、そのことによって町の行財政運営について、いろいろな提言もあるという点からいけば監査委員の持つ職務というのは極めて大きい。そういう中で、この大嶽議員をどういう形でどういう認識で選任をされたのか。議会に選任同意を求めたのか。こういう点で説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今まで監査委員さんというのは、べつたりとかそういう観点では

なくて、はっきり私に対する町全体の予算の執行等につきましてもはっきり言っていた。現行でもそうです。しっかり言っておいておきますので、町の財政運営といいますか、町職員のレベルも向上してきているというふうに思っております。

大嶽議員につきましては、税務行政が非常に長いということでありまして数字にも非常に強い。それから、国の機関でありますから、いろいろの行政機関についても十分熟知しておられる。そういう方が地域の区長さんとかいろいろやっただきまして、十分なそういう素養といいますか、それを持っていらっしゃる方でありまして、べったりとかって、そういう感覚ではなくて、しっかり物を言っておいただけの方だというふうに私は思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長の名前で議会提出をするからには、いや、こういう問題がありますよ。こういう弱点を持っておりますよ。ですから、まあいろいろありますけど頼みますなんていうことは絶対言わないわ、思っておっても、ねえ。それは私がこの大嶽議員について3期余りつき合ってきた中で、本当に監査委員として、その職務ができるのか、町長べったりで。これは私の感覚ですよ。あなたは町長べったりが、これは一番やりやすいので、あとはいいように美辞麗句を並べて、一生懸命よいしょして持ち上げて、我が提案にも道理ありと。そんなん当たり前のことですよ。当たり前だけれども、そういう視点観点からいったときに監査委員という職務からいって、ふさわしいのかという点からいけば、疑義がありますよと。そうした点であなたはどうかお考えなのかといったら、いや、べったりではございません。職歴もすばらしいですよ。こういうこといけば、それはすれ違いですよ。真正面から問題を受けとめて、じゃあどうするのかという点からいけば、提出者として、議案を提出者としての問題もまた逆に問われてくるなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大嶽議員につきましては、非常に真面目に一つ一つこつこつやられる方でありまして、私は最適任だというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、感覚的にはいろいろ問題あると。真面目に云々とか、その真面目の尺度も随分違います。前期、オンブズマンという出所不明のいろいろな文書が出ましたけれども、そういう問題についてもいろいろな懸念が出されているという点から含めていくなれば、私は適材適所、適任という監査委員という職務という点でいくと、あなたの言われている内容が、言っただけでも空を描いてへんかなというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員につきましては、いろいろ御心配をおかけしますが、私は適任者と思っております。きっといい成果が上がるのだらうというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております第26号議案、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、ただいま議題となっております第26号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決の方法は、起立によって行います。

第26号議案 幸田町監査委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅井武光君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、10番、大嶽弘君の入場を求めます。

[10番 大嶽 弘君 入場]

○議長(浅井武光君) ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時21分

再開 午前 9時31分

○議長(浅井武光君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま同意されました監査委員の御挨拶をいただきたいと思っております。

10番、大嶽弘君。

○10番(大嶽 弘君) ただいま監査委員の選任に当たり御同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

地方自治における監査の重要性を考えますと、その職務の重大さに身の引き締まる思いであります。地方自治体を取り巻く社会経済環境は依然として厳しく、幸田町においても健全かつ効率的な行財政運営が求められているところであります。こうした情勢を踏まえ、微力ではありますが、幸田町の行財政の適法性、効率性、有用性の増進に努め、誠実、公正に職務を行ってまいりたいと思います。

皆様の一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

日程第4

○議長（浅井武光君） 日程第4、第27号議案から第30号議案までの4件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、第27号議案から第30号議案までの4件につきましての提案理由を説明させていただきます。

議案書は3ページでございます。お願いいたします。議案関係資料につきましては、4ページから24ページでございますので御参照いただきたいと思います。

第27号議案 幸田町税条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、個人町民税の関係については附則第5条の改正におきまして、現行の控除対象配偶者を同一生計配偶者に定義変更するものであります。その理由といたしましては、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げること。合計所得金額900万円を超える町の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除における所得制限を創設することによるものでございます。施行期日は平成31年1月1日からであります。

また、第31条、32条の9、附則第16条の3、附則第20条の2、附則第20条の3の改正におきまして、上場株式等に係る配当所得等について、確定申告書と住民税の両方の申告書を提出することにより、所得税と住民税において異なる課税方式を選択することが可能であることを明確化するものでございます。施行期日は公布の日からでございます。

次に、固定資産税の関係につきましては、第59条の2の改正におきまして居住用超高層建築物について、区分所有ごとの税額を算出する際に用いる案分割合を階ごとの取引価格の動向を勘案し補正するように見直しをするものであります。

第54条の3の改正におきまして、家庭的保育事業居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の3分の1に軽減し、附則第10条の2の改正におきまして企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋及び償却資産に

係る課税標準を3分の1に軽減する特例措置を創設するものでございます。施行期日は公布の日からでございます。

次に、軽自動車税の関係につきましては、附則第16条の改正におきましてグリーン化特例の経過について、燃料性能に関し重点化を行った上で2年間延長するものであります。また、附則第16条の2の改正におきまして、グリーン化特例の経過について燃料性能に関し、偽り、その他、不正の手段により認定を受けた場合には、その申請者を所得者とみなし、当該申請者に対し不足額を1割り増しした額で賦課徴収するものであります。その他地方税法の改正などにおきまして、字句及び引用している条項を整理するものでございます。施行期日は公布の日からでございます。

続きまして、議案書11ページをお願いいたします。議案関係資料は25ページから26ページでございます。

第28号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。改正の主な概要につきましては、企業主導型保育事業の用に供する土地及び家屋に係る課税標準の3分の1に軽減する特例措置を創設し、その他地方税法の改正により引用している条項を整理するものであります。施行期日は公布の日からでございます。

続きまして、議案書の13ページでございます。関係資料につきましては、27ページから30ページでございますが、第29号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。提案理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、補償基礎額の加算額の対象区分を22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫とあるのを、子と孫に分け、加算額を改正するものであります。加算額につきましては、配偶者は433円から333円。子は217円から267円。配偶者がいない場合のこの1人目は367円から333円。子がいない場合の扶養親族の1人目は367円から300円に改定するものであります。施行期日につきましては、公布の日からでございます。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。議案関係資料につきましては、31ページから40ページでございます。

第30号議案 町道路線の認定及び廃止についてであります。町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議決を求めるものであります。提案理由といたしましては、道路整備等に伴い必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、住宅開発2件と県営圃場整備によるもので矢尻5号線を初め30路線であります。内訳としましては、菱池字矢尻地内における住宅開発による道路整備に伴う廃止認定路線としまして、町道矢尻5号線、芦谷字餅田地内における住宅開発による道路整備に伴う新規認定道路、認定路線、餅田3号線。県営緑農住区開発関連土地基盤整備事業の深溝地区における道路管理、移管に伴う廃止路線が9路線、廃止認定路線が3路線、新規認定路線が16路線であります。

なお、路線名等詳細につきましては、議案書の16ページから20ページにございますので御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、全議案可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いをいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第27号議案 幸田町税条例の一部改正についての質疑を許します。

ありませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の個人町民税の配偶者特別控除について、拡大が、金額の引き上げが行われたわけでありますが、これによる、改正による影響額、そしてまた、対象者数等、わかっている範囲でお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 今回の改正によりまして、配偶者特別控除におきましては、現在は141万円、年収が141万円未満の方が受けておりまして、28年度においては447人の方が配偶者特別控除を受けております。これが改正後は所得のほうは123万円以下までは受けられるようになりますので、約600人程度の方が増加すると見込んでおります。これによります本町の減収見込みは1,200万円の減収を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 配偶者特別控除の引き上げによりまして、447人が600人プラスになるということがございますので、いわゆる150人近くの方がこの恩恵を受けられるということでもあります。今回のこれにつきましては、働き方改革、いわゆるパートで働く人たちのパート収入が控除が低いということで、103万円の壁というのがございましたが、これを解消するという形の中で引き上げられたというふうに思います。

そうした点におきましては、一歩前進かというふうにい思うわけではありますが、しかしながら、この改正の概要にも書いてありますように、合計所得金額、これが900万円を超える方たちにおきましては、段階的に所得制限というものが設けられ、また新たに所得金額が1,000円を超える方につきましては、これが廃止になるということで、いわゆる増税になるわけではありますが、その影響についてわかっている範囲内でお答えいただきたいと思います。

それから、この減収分、町民税の減収分におきましては、これは2019年度以降の個人住民税の減収額、これにつきましては全額国費で手当てされるというふうに言われ

ておりますが、幸田町におきましてはどのようなになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） まず、先ほどの説明でちょっとわかりにくかったので訂正いたしたいと思いますが、28年度として配偶者特別控除を受けている方が447人。今後の改正によりまして所得がふえますので、それによってプラス600人ですので、配偶者特別控除を受ける方については1,000人ちょっとの方が配偶者特別控除を受けてくるという形になります。

それと、納税義務者本人の所得制限が設けられたということで、所得が900万円を超えると配偶者控除が段階的に引き下げられて、1,000万円を超えると配偶者控除が受けられなくなってしまうというところで、こちらの平成28年度におきましては900万円超の方が約270人おります。この方たちが控除が減って減少、もしくはなくなってしまうので、税の負担がふえてしまいます。こちらのほうは試算しますと、約400万円の増収となっております。ですので、先ほどの1,200万円の減収、こちらのほうの400万円の増収、トータルで800万円の減収と見込んでおります。なお、その減収800万円につきましては、国からの減収補填特例交付金、こちらのほうは現在も住宅ローンの控除が所得税で引き切れない方については住民税も引いて、うちのほうの減収が起きてしまいますので、それで補填で減収補填特例交付金というのは受けているのですけれども、配偶者控除のこちらの800万円の減収についても同じような形で減収補填特例交付金として、約800万円は減った分は必ず補填していただくという形になります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、所得が1,000万円を超える方について、28年度実績ではどのようなになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 1,000万円を超える方については、先ほど900万円超で270人と申しましたが、1,000万円を超える方については180人ございます。180人の方は全く控除が受けられなくなってしまうということになります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1,000万円を超える方、180人につきましては控除が受けられないということであるならば、28年度実績で増収となる部分があるわけですが、その点についてわかっている範囲内でお答えいただきたいと思います。

次に、わがまち特例ということで、この課税標準、家庭的保育事業、あるいは居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、これに対する家屋及び償却資産に係る課税標準を3分の1にするということがあります。また、企業主導型の保育事業の分についても同じ3分の1という文言があるわけですが、これは5年間に限ってということでありまして、この法では、この3分の1以上、3分の2以下ということで範囲が設定をされておりますが、幸田町のわがまち特例において3分の1とした理由についてお

尋ねたいと思います。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） わがまち特例におきましては、先ほど議員申されたように幅が持たれておって、参酌としては2分の1だよというところで。

本町におきましては、子育て政策を重点に掲げておりますので、限度額いっぱいの3分の1を採用させていただきました。

以上でございます。

○13番（丸山千代子君） 1,000万円は超える。

○議長（浅井武光君） 1,000万円は超えるの。

○税務課長（大須賀龍二君） 済みません。

1,000万円を超える増収分については180人が該当してきますので、そちらの方が今まで33万円の控除を受けられていたものがゼロになってしまいますので、3万3,000円、1人当たり3万3,000円の増収になりますので、180掛ける3万3,000円で、約600万円の増収となります。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子育て支援ということで、この家庭的保育事業等に対する課税標準を3分の1に減額するよということでありますけれども、これに該当するものにつきまして、どれぐらいあるのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションといわれるものでありますが、幸田町で該当するのがあるのかと。これ、たしか60メートルというようなことであつたわけではございますが、これについて該当するかしらないかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） まず、家庭的居宅事業所内の保育事業におきましては、現在のところは本町においては対象はございません。あと、タワーマンションのほうですが、高さが60メートルを超えるものですので、こちらについても本町においては対象がございません。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

済みません。13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回は地方税法の改正による条例改正ということでございますけれども、今までの議論の中でも含めてですが、議案関係資料の4ページで改正の概要の伊の関係、上場株式等にかかわる配当所得、これについても影響が出てくるわけですが、そこら辺については、まず対象者がどれだけか、その影響額について説明答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 配当所得のこの影響額なのですが、まずは28年度の状況といたしましては、配当所得を得て確定申告をされた方におきましては、354人の方が配当所得を申告されていまして、こちらで試算すると、約250万円の減収となります。以上でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の地方税法の改正というようなことも受けて、現在の配当の関係はそれぞれの上場企業のやり方によっては違ってくるわけですが、言ってみれば、わかりやすく言えば天引きしてくるわけですね、大半は。そうしたときに、今回はこういう形、申告制だよという形になりますと、その手続的には上場株式を該当する企業にそんなことはあかんと、天引きでやるなど、私は私で申告する義務と権利は国民にありという点からいったときに、じゃあ手続的にはどういうふうに進めていくのか。いわゆる企業が天引きで勝手に配当所得から20%引くわけだわな。20%引いてきたと。20%引いてきても、それはちょっと入れられるじゃないかと言って、申告すればもうちょっと下がるわけですよ。申告すれば下がる。下がるということは、減税の効果があるということなのですが、そういう手続的にはどういうふうに進めていくのか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 配当所得の課税の方法としては、源泉をされてしまって、それで完了するパターンのそれがいわゆる申告不要制度という一つのパターン。2つ目は、それを確定申告して還付を受けるという総合課税の申告の方法。もう一つは、これは損益通算とかを受ける場合には申告分離課税という方法もございますので、基本的にはこの3つの中から選択していただくという形になりまして、今までは通常の所得税のほうで税率が10%とか5%の低い方については源泉が国のほうが15、地方税が5ということで合計20%、約20%引かれてますので、確定申告をすれば返ってくるという形になります。それで、今回の改正におきましては、その中のこの住民税におきまして、申告不要制度を選択できるよというところで、そここのところが明確化になりましたので、今までですと、確定申告の中に配当所得を入れて申告をしますと、それがそのまま住民税に適用されて、その配当所得が上乘せされて住民税が計算されてしまうという形になっておりますが、この改正におきまして、私は住民税においては申告不要制度を適用しますよというふうに言っていただければ、住民税においては、その配当所得を一切所得としてカウントしないということが選択できるようになりますので、納税者にとっては有利な選択ができるという形になります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 税という形で専門分野的な内容が非常に濃いということも含めて、ただ、町民の中には配当所得も得ておられる方も大半はあるだろう。その金額の多少は別にしましても、多くのところは源泉徴収というような形で、基本的にはもう天引きした金額で配当金が確定をします。じゃあそのときにどう対応するのかという点で、今説明をいただいたわけですが、要はそういう人たちが幸田町の中には一つは何人見

えるかということと、もう一つはそういう申告の時期、2月16日から確定申告が始まります。還付ですから、別に3月15日という形にこだわらずにということでもあるわけですが、一応、そういう確定申告の時期と、そういうものに合わせて該当すると人に案内せえというのはいかがなものかなと私は思います。しかし、制度的にはそういうふうになりましたよという点でいけば、的を絞ってじゃなくて、町民を対象にして、税法がこういう形が変わりまして、申告すると有利になりますよという、まあ有利さを強調すれば申告が出てくるわけで、そうした点でいけば、所得税は、所得が国税は減るけれども町税にとっては必ずしもマイナスにはならない。プラスになってくる面もあるという点も含めていくなれば、私は制度的にきちっとやっぱり納税者、あるいは町民に説明をしていく必要があるなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 先ほどのこの354人の方が確定申告をされて、還付を受けているということですが、そのうちのどれだけの人が今回の改正によって住民税の申告制度を適用するかというところは、非常に難しいところがありまして、さまざまな要因が影響してくるものですから、ケース・バイ・ケースとなってきますので、それぞれ相談をしていただきたいわけですが、特に大きな問題としては、今までは確定申告しておりますと、住民税の所得して反映されてしまうものですから、例えば、その人が国民健康保険に入ってみえる方ですと、国民健康保険の税額も上がってしまうということが起きています。ただ、今後は申告不要制度を適用していただければ、それは所得としてカウントされませんので、国保の税額もふえないというメリットもございます。

ですので、それぞれの人によってさまざまなパターンがございますので、おおむねそういう方が多いかなというところは想定しておりますが、いずれにいたしましてもこちらのほうは法が明確化されたということですので、広く住民の方にこの改正の内容を周知していきたいとは思っておりますが、まずはきょう可決されました、その時点でホームページのほうへは速やかにアップをして周知を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、税というのはとるほうは簡単にとるけれども、とられるほうは難しい言葉がざっと羅列してあって、大半の人は前歯を折っちゃって、まあいいかというのが大半だろうなというふうに思います。

したがって、やっぱり制度を生かすのは、まずあなた方が制度的にきちっとつかんでみえること。まあそういうこととあわせて、納税者にわかりやすく、納税は国民の権利であると同時に義務だということとあわせて、その納税をうまく活用することによって、自分のほうに恩典といいますか、プラスになる、そういう状況もつくられてくるわけなので、そうしたこともあわせて、これから進めたいというふうに思います。

次に、同じ4ページの中の軽自動車税の関係であります。これは2年間延長しますよというのと、もう一つは、偽装したじゃないかと、偽データじゃないかという形でペナルティーがかけられてくる。そういうこととあわせて、そういうことによって、町の税収に影響が出てくることは明らかであると思うのですよね。そうした点で、軽自動車に

かかわってはどのような形で影響が出てくるのか、説明答弁がいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 配当所得の課税における、その改正におきましては、なるべくわかりやすい説明をしてまいりたいと思っております。

それと、軽自動車税のグリーン化特例、経過におきます重点化して2年間延長するというところでございますが、これは28年度から経過のほうが始まっております、28年度におきましては、影響額としては約200万円の町としては減収となっております。そちらのほうは新車が718台あって、そのうちの501台が経過の対象となっておりまして、幸田町の方が新車を買った割合としては約70%の方が、70%の割合の車が経過を受けておるというところで、200万円の減収、これが今後どうなっちゃうかということでございますが、燃費性能が強化されましたので、割合は減ってまいります、試算では500台ぐらい受けていたものが330台ぐらいに減ってしまっていて、200万円の減収が130万円ぐらいの減収ということで、町としては70万円の増収という形にはなってきます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうこととあわせて、今回、地方税法の改正による町条例の改定という形になるわけですが、この中でざざざと見てもなかなか出てこないなというふうに思っておるわけですが、それは災害に関する税制上の措置の常態化と。常に常設化という形で、災害があるたびに特例特例じゃなくて、もうこう常設しようというのが地方税法の中で決められております。そうしたときに災害に遭って、家屋を焼失したり、あるいは被災をしたときに減失をしたり損壊をした、その家屋及び固定資産にかかわるものについて取得をしたときの問題。当該の家屋や償却資産にかかわる固定資産税、さらに都市計画税についても、その減免の対象になるという形で税法が改正をされているわけでありまして、その改正にかかわって、税条例の中でつらつらと見ても出てこんな。都市計画のときの議案にもなるが、都市計画税にも出てこんなと。じゃあ災害に遭ったときに我が町はどのような形で対応するのかと。もう災害の個別の事案じゃなくて、もう常設しなさいよと。常設して、その状況に合わせて固定資産税を、都市計画税を4年間2分の1にしますよと。こういう内容ですよ。そうした対応はこの条例の内容を見ましても出てこないわけですが。そこら辺はどのような形で今後進められていくのか、説明答弁がいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 今回の税制改正において、被災された家屋、償却資産、被災住宅に係る特例措置というのが創設、もしくは拡充されたのですが、概要には主なものしか書いてはございませんが、うちの税条例の中にもございます。そちらについても、まず、被災住宅に係る特例措置については、被災した土地が、現在もこれは被災住宅用地に係る特例措置というのは2年度分は軽減してあげますよという措置がございまして、この改正におきまして、4年度分は固定と都市計画税をその上に家屋があったものとみなして、6分の1等の軽減を4年間はかけてあげますよという改正でございます。

もう一つのほうの被災代替の家屋と償却については、こちらのほうについては創設でございまして、その震災等で焼失、損壊した家屋とか償却資産にかわるものとして、被災者生活再建支援法が適用された区域内にある、その家屋とか償却資産におきましては、最初の4年間は2分の1に軽減する措置を今回創設するというので、今回のものについては、被災が頻発しているという状況もございまして、こちらのほうにつきましては、税制上の対応をあらかじめしておいたほうが、適当なものについては規定を常設化しているものでございまして、本町においても地方税法が改正されておりますので、うちの条例にもその規定がございまして、改正をさせていただいておるということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その関係はもう町の税条例で対応できますよと、改正しておりますよということですが、その前提、先ほどもあなたも言われたように、その前提は被災者生活再建支援法の対象となる市町村と。こういう前提条件があるわけですが、そういう前提条件のもとに今、あなたの言われたわがまちで、税条例で対応できるような内容でございましてよということ、そういう理解でいいのか。要はそういう指定がされなかったら、2分の1を4年間継続することはできませんよということなのですよ。ですから、その前提条件が既にクリアされておりますよと。そういうのがわがまちの税条例の災害にかかわる固定資産税、都市計画税にかかわる減免の内容ですよということの理解になるわけなので、そういうことでよろしいですか。それはなるわけじゃないか。今、言われた、そこだけを言われたように、一つは被災者生活再建支援法と、こういう形の中で条例の中にきちっと位置づけられて、その対象になった我が町が、その対象者たる住民に対応できる固定資産税と都市計画税の減免ですよと、こういうことにならなきゃ、筋としては通らないわけなのですよ。そういう規定になっているのかどうか。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） この被災して、滅失、損壊した家屋とか償却資産にかわるものとして、この震災に際して、被災者生活再建支援法が当然に適用された、本町が適用された場合に、これを4年間、2分の1に軽減してあげますよという規定で、これはまあ地方税法と同様な規定になってございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、そういう規定が条例の中にきちっと既に整備されて、位置づけられておりますから御心配なくと。こういう受けとめ方でいいのかどうかという点であります。そういう点が一つと。それから、もう一つは減収補填の関係で、特例交付だよということになりますと、これは交付税の対応で来るのですよね。交付税の対応だけでも、普通交付税でいきますと、幸田町はその対象じゃなく、みんないろいろな名目をつけても、それはあかんよという形で、いわゆる特例交付、いわゆる特交、特交といいますが、特別地方交付税と。こういう特交の中でそういう対応がされてくると、こ

ういうことに私は理解をしているわけですが。で、減収補填は地方交付税の特別交付税の対応は措置されますよということと、もう一つは、これは国がつくった制度的な問題ということですから、一定期間が過ぎたら、もうクリアはしないけど要らないよということではなくて、恒常的に、制度的に、きちっとこれが減収補填と。これは税法が変わるわけですから、そういう点でいけば、恒常的に減収に結びついてくるわけだ。それはずっと特別地方交付税、特交によって措置されてくる減収補填なのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 先ほどの被災の関係ですが、こちらについては当然、地方税法のほうでも被災者生活再建支援法というのが適用された市町村の区域内でということで限定されて書いてございまして、うちの条例におきましても同様な規定となっておりますので、当然、この法が適用されないと軽減していかないという形でございます。

それともう一つ、配偶者特別控除の減収の関係の、その減収分については国のほうが補填してくれるよということでもございましたが、こちらのほうは交付税ではございませんで、減収補填特例交付金という形で来ますので、普通の地方交付税とはまた違う枠というか、違う仕組みで国のほうから交付を受け、交付金として交付を受けるという形になってございます。

以上でございます。

○14番（伊藤宗次君） そういうのは恒常的な制度的なのかということ。

○税務課長（大須賀龍二君） こちらについては、住宅ローンの関係も以前からずっと交付金として、こちらのほうに、うちの減収分については交付金が支給されてまして、これがうちの国の制度でこういった形で減収しておるものですから、その減収については本町に交付金として、この制度が続く限り来ると思っております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

なければ、以上で第27号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第28号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についての質疑を許します。
ありませんか。

なければ、以上で第28号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第29号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての質疑を許します。

ありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一つは後退をしたなど。まあ前進面もあるわけですが、後退をしたなどということですが。まず一つは、幸田町は公務災害という点でいけば、独自にこうした形の中で一面上乗せみたいの形をとっているわけですが、内容的には今回が、ベース的には引き下げられた。引き下げられた面と、もう一つはプラスになる面、混在をしているわけですが、トータル的に消防団員の公務災害にかかわって、こういう条例の内容

からいくと不利益が生じるのじゃないですか。そこら辺はどうなのですか。

○議長（浅井武光君） 庶務課長。

○庶務課長（玉衛浩二君） 今回の改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正されたことにより、幸田町消防団員等公務災害補償条例の改正が必要となったものであります。

金額については、配偶者が100円減額となりましたが、子については50円の増額となっておりますので、配偶者1人、子ども2人と考えた場合に、金額が28年度の場合は433円、配偶者、子どもが2名、434円、トータル867円となります。平成29年度の場合は、配偶者が333円となりますが、逆に、子どもが2人で534円となり、合計で867円と同額になりますので問題ないと考えます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） がらがらぼんの答弁だわな、ねえ。だから、これは要は配偶者だけの人ね。消防団員で、みんな子持ちばかりだと、こういう形なら、あなたのがらがらぼんは理屈もない、言ってもいかんかなということなのですが、今、生涯結婚をしない人たち、今、40%を超えてるわけですよ。20歳台という点からいったときに、配偶者と子どもはセットですよ。セットしたから、がらがらぼんでいけば、お母ちゃんだけだと、配偶者だけだとマイナスになるけど、子どもがおるじゃないかと。だから、これはプラスになりますよというのは、私は制度的にきちっと、プラスな面は何なのか。マイナスな面は何なのかと。こういう提案をしたことによって、そのマイナスの面を受けるタイミングはどういう形になってくるのか。そこら辺のことは説明してくださいよ。がらがらぼんで出たところ勝負じゃあかん。

○議長（浅井武光君） 庶務課長。

○庶務課長（玉衛浩二君） 今回の政令の背景には、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正されたということで、それに伴う改正なのですが、そもそも配偶者が減ったというのがちょっとクローズアップされると思いますが、子どもに対しては増額するというので、トータル的には、その配偶者の減った資金というか原資が、子どものほうに回されるということで、確かに議員の言われる家族構成によっては減額される方もいますし、増額される方もいるということですが、政令に従い、幸田町の条例改正をすることを考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、そんなことでいいのかということを知っているわけなので。だから、私申し上げたの、がらがらぼんだと。だから、子どものいない消防団員もおるでしょうと。あるいは、これが制度的にこれから条例に変わってくるものですから。これから消防団員になる人が独身、あるいは子どものいない夫婦と。こういう人たちも消防団員になる可能性があったときに、子どもつくれよと、1人だけ、お母ちゃんだけだったらマイナスになるけど、子ども1人つくれば50円プラスになってくるじゃないかと。減った分を右から左へ持って行って、トータルで変わりはないじゃないかと。こういうのをがらがらぼんというのだ。そういう答弁じゃあかんよということで、現状はどういう状況にあるのか、現状は。現状はどうなのかということと、これに対する対応の

考え方はどうなのかということをお尋ねしてるわけ。

○議長（浅井武光君） 庶務課長。

○庶務課長（玉衛浩二君） 幸田町の現状を述べさせていただきますと、過去5年の間、療養補償を受けた方が1名、療養補償を今まで受けた方が5年間で5名、その他については、休業補償を受けた方が1名、年金等にあってはございませんでした。なお、休業補償に至った方については、独身者であり加算はなかったということで、支給実績はありません。

○14番（伊藤宗次君） 嫌だな。

○議長（浅井武光君） 庶務課長。

○庶務課長（玉衛浩二君） 今回の改正は配偶者は433円から333円、100円の減額になっております。配偶者がある場合の子は217円から267円の50円の増額となっております。配偶者がいない場合の子の1人目に関しては367円から333円の34円の減額。配偶者が子どものいない場合の孫等の1人目に対しては367円から300円の67円の減額。配偶者のいない場合の祖父母等の1人目は367円から300円の67円の減額となっております。

○議長（浅井武光君） 庶務課長。

○庶務課長（玉衛浩二君） 幸田町に関しては、特に実績等も加味して問題はないと考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 実績からいって問題があるのかないかじゃなくて、制度的にはもう不利益を高じるわけですよ。不利益が生じますよ。これは政令が改正されたから、それに右に倣えだと。右に倣えだから、幸田町にとって影響があるのかないかと。政令が悪いものではないかな。こういう三段論法なんだわ。だから、そういうことに対して、じゃあこれからの問題も含めて、消防団員を募集するときには、配偶者がおって、子どもがおらなきゃ、消防、あんたたち、何かあったときには不利益高じるよ。だけども、独身者はどうしても欲しいですって、そんなん募集できへんがや。そうでしょ。みんな妻帯者と子どもがある人が消防団員になってくださいよと言って、あんたたち広報知りんよ。そういう理屈が通ってくるなら。だから、そうしたことで不利益を生じますよ。不利益を生じるときに、じゃあ我が町の対応としてはどうなのかと。法が変わりましたのでこうですよ。だから、どこまで行ったら平行線だわ。で、あなたも消防について長くおられるときに、じゃあ幸田町が法によらない上乘せというのをやってるわけ、これじゃなくて。消防団員の退職報奨と、これは国の制度は3年目からかな。だけど、幸田町は1年目、ずっと1年努めたこと。2年目という形に理屈はなるけど。そういうものについては我が町で単独で条例をつくって、上乘せをしてるわけですよ。そういうことも含めていくなれば、消防団員のなり手が今どんどん少なくなるという中で、消防団員になりますと、こういうメリットがありますよ。商店へ行けば5%引いていただけますよと。消防団員の魅力をPRしながら、消防団員確保に一生懸命汗を流しておられる、知恵を出しておられる。そのこと自身は結構なことですよ。だけども、何かあって、災害があったときに、あ

んたは今度は独身になるのでいかなだがや。妻帯者は女房1人だもんでいかなだがや。子ども何でおらんのだと。こういう理屈になったときに、そんな理屈で、消防団員、こういう状況になりますので、消防団員のほう、非常勤消防団員を募集するときに、そういつて説明するのか。何かあったときには必要にして十分な補償体制がございますので、一つよろしくお願ひしますといつて勧誘に入るわけですよ。現実的にはあなたたちはみんな地元へどんと投げてもらうの、あなたたち自身が、非常勤消防団員。つまり消防団員の募集については、汗かいたことはないやと。歩いたことはないわけ。みんな地元の区長さんや地元の分団の団員に、おい、この3人が欠員だったら3人やつてこようよ。どうだつて穴たたくわけ。そういうことはやつても、こういう法的に、制度的にそうなつたときに、穴が生じたときに、じゃあ我が町として、それをカバーするという点でいけば、消防長、どう考えているの。庶務課長では荷が重過ぎるわ。消防長、こういう問題が生まれたときに、我が町にはわがまち特例という形で先ほど申し上げたとおり、消防団員の退職報償金については、単独で設けているんだよな。そういうことも視野に入れたら、不利益を生じることは今回の条例みたいなのは間違いないわけなんだよな。それは特定されておりますよと。自分が1人だったら不利益だとか。女房1人だったらあかん、子どもおらんとだと。こんな理屈は通らんわけなので、そうしたときに、それを補填をする、カバーをする対応について、対策について、どうお考えなのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） ただいま議員御指摘のございました件でございますけれども、今回の背景といたしましては、先ほど庶務課長の申しましたとおり、一般職員の給与に関する法律が改正されたことに伴ひまして、配偶者に対する加算額が引き下げられ、子どもに対する加算額が増額されたところが背景でございます。これは幸田町の職員の扶養との控除が12月議会に上程されましたけれども、そのときと同じ対応かと理解しております。で、今回、議員御指摘の消防団員の件に関しまして、今、私ども消防本部といたしましては、政令の改正に伴ひまして、政令に準じた改正で提案をさせていただいております。

昨今の消防団員の募集におきまして、非常に苦戦しておるところは事実でございます。ただ、独身の方に関しては、今回の改正に伴つて、特に変動はございませんので、御理解いただきたいと考えております。で、独自の加算という考え方でございますけれども、今回といたしましては、あくまで政令に準じた改正をお願いしたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、これでどうのこうのじゃなくて、要は非常勤消防団員だよと。そういう非常勤消防団員にかかわる公務災害という形で一般職だよと。それに準じてという形の一つは無理があるということと、もう一つは、やっぱり法が変わる、制度がある、その枠内で対応するしかしょうがないなということですから、先ほど申し上げたように、わがまちとしては、それ以外の対応の仕方があるでしょうと。それは退職報償金の問題をちよろつと事例として取り上げたということなのですよ。

で、そうしたときに、あなた方自身もこの臨時会の中で29号議案として、議会の議決というのは、選択肢になかったやんな。選択肢になかった。専決でやられたいと。専決でやりたいと言って、さっと走ってきたので、ちょっと待てよと。専決は不利益、遡及適用せずという原則があると思うけどね。それと、専決ではなくても、不利益にかかわるものは、遡って適用しちゃうかんよと、こういう規定があつて、専決でやると、不利益は生じないわけだ。その時期にあつてはぴつとやる。しかし、議会議決ということと、もう一つは内容的に専決をする、この内容は現行よりも改悪される部分があると。不利益を生じる部分があるから、専決でこれをやってはまずいよという、それはあなた方自身も担当部署として、こういう経過の中で臨時会に提出をしたと。こういうのがあるのじゃないですかということとあわせて、そういう配慮ができるならば、非常勤消防団員にかかわる公務災害については、私は我が町として独自の対応の仕方、補償の仕方というのがあつてしかるべきでしょということなのです。今ここで、やりますとはよう言えんわな。よう言えんから、そういうことも含めて、検討することということぐらひは言ってくれよと言ってはいかんけど、私は一つ一つは、そういう専決をしないという点からいけば、不利益遡及適用せずという問題と合わせて、この問題について、どう対応されるのかということでもあります。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 今回、政令が改正をされましたのが、29年の3月29日ということで、年度末が差し迫ったところでございました。施行にあつては4月1日ということでございますので、日がございませぬ。そうした中で、他の消防本部の状況を確認させていただきましてところ、豊田市においては3月31日の臨時会へ提出したということでございますけれども、この議案作成時において、まだ政令が出されてない、まだ変更の可能性のある段階で出されたという、ちょっとかなり冒険されたなというところかと思ひます。

あと、ほかの西三河、東三河を確認しましたところ、豊川市新城市が6月議会に上程されるということを聞いておりますけれども、それ以外の三河の消防本部につきましては、3月末の専決処分をしておるところでございます。議員おっしゃいましたとおり、私どもの町に関しましては専決という部分については、なかなか難しいと考えておひまして、私どももよく吟味いたしまして、5月の臨時議会があるということで、そこへ上程をさせていただきたいというふう考えた次第でございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、わがまち特例というような国の基準よりも盛った形での施策はないのかというところでございますけれども、現状においては政令どおりの改正というふうにさせていただいておるところでございます、これは今後の検討課題とさせていただきたいと考えておひます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

なければ以上をもって、第29号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中でありますけれども10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第30号議案 町道路線の認定及び廃止についての質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これについては、いろいろな経過があるということですが、町長がこういう問題について、どういう対応をされたのか。まさに町長の人となりがよく示されましたよね。3月27日、3月定例会閉会最終日ですよ。そのときに各委員長の委員長報告がされて、その後に委員長報告に対する質疑、これがあって、議員の側から議案提出日が一年前じゃないか。こういう指摘がありました。手続的には、もう既に全部、ざっと終わって、本会議で質疑をし、委員会に付託をし、その委員会で質疑をし、その結果を本会議、3月27日の本会議で委員長が報告をする。こういう流れの中で、あとは採決をするということですよ。しかし、その中でちょっと待てよと。1年前の提出をされた議案をこのままで通していいのかと。こういう議員の側から指摘があると。議会運営委員会は本会議を休憩にして議論をし、誤りを誤りとしてきちっとすべきだという形で町長に議案を撤回をし、陳謝し、おわびをすると。まあこういうところで決着しましたよね。で、本会議を休憩を解いて、本会議再開、冒頭、議長、こういう声が出されたわね。あなたの態度、どういうことですか。自分で誤りがあったものを、議員の側からすれば、何を1人で逆切れして逆上しとるんだと。その程度の幸田町の4万町民の町長かと。その器なのかと。こういうことなんですよ。

そういう点で、あなた自身、どう考えておるのか。手違い、間違い、勘違い、これは世の常である。誰でもある。その指摘をされれば大変ありがとうございますと。私は気がつきませんでしたと。指摘をいただき、誤りを正し、撤回すべきは撤回し陳謝をする。これが4万町民の町長たる町長の器じゃないですか。そういう点で逆切れして、議場に響く大きな声を出してやるということについて、あなた自身の言葉はその後に関われた議会運営委員会、あるいは本日の町長の開会の冒頭の挨拶と。あるいは議案説明の中で一切触れられておりません。議会を大きな声を出せば何とでもなるというふうな認識と感覚でおられるのかどうなのか、まずお聞きします。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大きな声といいますか、私自身が情けないと、その気持ちが大きな声になった。議案を取り下げるなんていうことは、私自身も本当に情けない。自分自身が情けない。その気持ちが大きな声になったということでございます。しかしながら、経過としましては、委員会で審議されてきたことであって、間違えることは、それは絶対許されることではないですけれども、どなたかおわかりになったら一つでも声を出していただければ、対処の仕方もあったかなというふうに私は思っております。最後の最後の決のところに出されたということで、私自身も非常に情けない、自分自身が情けない。そういうことの自分自身の反省の意味を込めまして、大きな声が出て、自分の戒めでございます。この件につきましては、再度こうして出させていただきます。本当に恥ずかしい話でございます。一つ、この内容につきましては御審議いただきまし

て、可決いただきますようによろしくお願いをしたいと、私自身の情けなさでございました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 情けない、情けない、情けないはいいですが、そういう今の頭の中で本当に情けないと思っておるのか。ここに至るまで誰か何で指摘してくれなかったのかと。こんな言葉がずっと出てくるという点からいけば、まさに情けないという言葉はありきたりで、本当に自分自身が情けないとは思っていないと。つまりところで、最終日で、天敵たる議員が指摘したことが、まあ気に要らんと。こういう感情があるわけでしょ。だから、情けないと言いながら、何でここに来るまでにほかの人が指摘してくれなかったのかなという点でいけば、他に責任を転嫁をする。そういう認識を感覚ではないでしょうか。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） その受け取り方は、どんな受け取り方をされても結構でございますけれども、私自身、先ほど申し上げたように自分自身が今回こういう取り下げをしたということというのは、議会史にもそういうの残ってまいります。そういうことなしにスムーズな議会運営でやっていきたいという気持ちもありまして、人に何かをなすりつけるとかそういうことではなくして、私ども組織、役場の組織全体としても見直しをさせて、しっかり調整をとらせていただきましたので、今後におきましてもさらにチェックをして、お出しするようにしてまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私の議員経験の中で、議会から指摘をされて、議案の撤回をした事例、そこそこあったような気もするのですわ。いわゆる磯部町政、それから大浦町政と。そのころはやっぱり議員の言っただけでいかにいかに、レベルラベル、行政の議員のレベルラベル、しょっちゅう間違いがあった。しょっちゅう間違いがあつて、議会の側から指摘したり、当局側のほうから、いや、これは間違っておりましたというのはたびたびあった。そういう中で最終的に私の記憶に残っているのは、農業共済条例だと。今の農業共済というのは、広域事務になって、議会から離れておりますけれども、農業共済条例が、それぞれの市町の議会の議決事項という中で提出をされた農業共済条例の一部改正の中に条文の一部誤りがありました。それを議会の側から指摘をし、議論をする、その直前に当時の町長の大浦町長は取り下げさせていただきますと。四の五の言わんで、大きな声で取り下げるわなんていうことは言わへん。大変至りませんでしたと。御指摘をいただき、ありがとうございましたと言って取り下げたんです。そういう経過を私自身が見てるわけですよ。だから、そうした点からいって、大きな声を出せば、何でも通っていくのか、それが情けない、情けないという形でごまかされていくと。そういう点からいけば、人間性の問題と器の問題が残ったなど、こういうことであります。

以上。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

失礼しました。14番、伊藤宗次君の質疑を打ち切ります。

ほかにありませんか。

以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定をしました。

これより、上程議案4件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) ただいま議案となっております第27号議案について反対の立場から討論をしてみたいです。

個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除について、所得税と同様の見直しであります。配偶者特別控除の対象となる配偶者の給与収入額を150万円超えるから201万円以下、現行では103万円超えるから141万円未満とすることに対しては前進であります。28年度実績で447人の対象者が600人の方がふえ、1,047人になることがわかったものでありますが、これに対しては拡大をするということで前進ではありませんが、今回新たに控除を受ける納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に低減されるわけでありまして、対象者は270人で400万円の増収となることが明らかになりました。また、1,000万円を超えますと180人が控除の対象外となる仕組みとなるわけで、増額と増税となる仕組みとなります。

見直しの理由では、この目的を就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築するとしておりますが、就業調整には健康保険の被扶養者の所得制限額や、民間企業の家族手当の支給基準など、多様な要因が存在しており、この措置のみでは不十分と指摘できるものであります。

そもそも今回の見直しは、与党税制調査会の検討の結果、配偶者控除の廃止と代替措置の創設が見送られ、当面の対応として考案された措置であり、所得課税制度全体として、ほかの控除制度の整合性が図られていないなど問題があると指摘をし、反対討論いたします。

○議長(浅井武光君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第27号議案 幸田町税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第27号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第28号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第29号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第30号議案 町道路線の認定及び廃止についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第30号議案は、原案どおり可決されました。

日程第5

○議長（浅井武光君） 日程第5、議員提出議案第1号 衆議院小選挙区区割りの改定に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。12番、笹野康男君。

12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） 皆さん、改めましてこんにちは。

議員提出議案第1号の朗読をさせていただきます。

議員提出議案第1号 衆議院小選挙区区割りの改定に反対する意見書の提出について。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出いたします。

平成29年5月2日。

提出者、幸田町議会議員、笹野康男。

賛成者、幸田町議会議員、志賀恒男、同じく酒向弘康、同じく大嶽弘、同じく池田久雄、同じく丸山千代子、同じく伊藤宗次。

提案理由、衆議院小選挙区区割りの改定に反対する必要があるからであります。

意見書の朗読をいたします。

衆議院小選挙区区割りの改定に反対する意見書（案）。幸田町は愛知県の中南部に位置し、国道248号線を中心に自動車関連産業が発展している。中部圏の中心都市名古屋市から45キロ圏内であり、隣接している岡崎市とは、古くから経済圏を共有し、商業・文化等においてともに発展してきた。幸田町は、岡崎市、西尾市と同じ西三河地区であり、衆議院小選挙区愛知県第12区に属している。特に幸田町と岡崎市は警察、医療、ごみ処理、消防業務、防災・防犯活動など数多くの行政運営と施策について広域連携を結んでいる。衆議院議員選挙区画定審議会より勧告された、小選挙区区割りを愛知県第14区とする見直し案には反対である。衆議院小選挙区区割りの見直しについて格別の配慮を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年5月2日。愛知県額田郡幸田町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議員選挙区画定審議会宛。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いをいたします。

それでは、議員提出議案第1号の質疑を許します。

ありませんか。

以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案第1号について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(浅井武光君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(浅井武光君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立によって行います。
議員提出議案第1号 衆議院小選挙区区割りの改定に反対する意見書の提出について
を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長(浅井武光君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。
ここで、理事者におかれましては、一時退席をお願いいたします。
ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時27分

- 議長(浅井武光君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。
ここで、私は議長の職を辞したいと思っております。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

- 副議長(水野千代子君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。
ただいま議長の浅井武光君から、議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。
この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

- 副議長(水野千代子君) 御異議なしと認めます。
よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程

- 副議長(水野千代子君) 議長辞職の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、16番、浅井武光君の退場を求めます。

〔16番 浅井武光君 退場〕

○副議長（水野千代子君） まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（牧野洋司君） 朗読いたします。

平成29年5月2日。

幸田町議会副議長、水野千代子様。幸田町議会議長、浅井武光。

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出
ます。

以上であります。

○副議長（水野千代子君） 朗読は終わりました。

お諮りします。

浅井武光君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○副議長（水野千代子君） 御異議なしと認めます。

よって、浅井武光君の議長の辞職を許可することに決定しました。

16番、浅井武光君の入場を求めます。

〔16番 浅井武光君 入場〕

○副議長（水野千代子君） ここで、浅井武光君から挨拶をいただきます。

浅井武光君。

○議長（浅井武光君） 辞任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年5月、議員各位に温かい御推挙をいただき、議長の要職に就かせていただき
ました。この2年間、議員各位のおかげにて何かと職責を果たすことができたと思っ
ております。

また、町村議会を通じていろいろな経験もさせていただきました。議員として礎も多
少なりとも築き上げられたのではないかと思っております。この貴重な経験を今後の議
員活動に、また議会の発展に生かしていきたいと思っております。

言葉足りませんが、この場をおかりいたしまして、この2年間における議員各位の御
協力に深く感謝を申し上げます。

これを持ちまして、退任の御挨拶をさせていただきます。本当に2年間ありがとうご
ざいました。

○副議長（水野千代子君） 浅井武光君の議席は、一時、そのまま16番にお座りください。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行いたいと思いま
す。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○副議長（水野千代子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行うことに決定し
ました。

追加日程

○副議長（水野千代子君） 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（水野千代子君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、足立初雄君、2番、伊與田伸吾君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、白票は無効といたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（水野千代子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（水野千代子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（水野千代子君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席の順に投票願います。

議席の番号順に投票を願います。

〔投票〕

○副議長（水野千代子君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（水野千代子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番、足立初雄君、2番、伊與田伸吾君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（水野千代子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票14票、無効投票2票。有効投票中、杉浦あきら君14票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、杉浦あきら君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖を解く〕

○副議長（水野千代子君） ただいま議長に当選されました杉浦あきら君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長の水野千代子君から辞職願が提出されました。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程

○議長（杉浦あきら君） 追加日程、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、15番、水野千代子君の退場を求めます。

〔15番 水野千代子君 退場〕

○議長（杉浦あきら君） まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（牧野洋司君） 朗読いたします。

平成29年5月2日。

幸田町議会議長、杉浦あきら様。幸田町議会副議長、水野千代子。

辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長（杉浦あきら君） 朗読は終わりました。

お諮りします。

水野千代子君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 異議なしと認めます。

よって、水野千代子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

15番、水野千代子君の入場を求めます。

〔15番 水野千代子君 入場〕

○議長（杉浦あきら君） ここで、水野千代子君から挨拶をいただきます。

水野君。

○副議長（水野千代子君） 一言退任の御挨拶をさせていただきます。

この2年間、副議長として町の発展のために議長を補佐し、町民目線で開かれた議会を目指してまいりました。この貴重な体験を今後の議員活動、また、議会の発展に生かしてまいりたいと思っております。

この場をおかりいたしまして、議員各位の御協力に対し深く感謝申し上げ、退任の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） お諮りします。

ただいま副議長が欠けました。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行いたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行うことに決定しました。



追加日程

○議長（杉浦あきら君） 追加日程、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をします。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は16名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、足立初雄君、2番、伊與田伸吾君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、白票は無効といたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉浦あきら君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（杉浦あきら君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議席の順に投票願います。

議席の番号順に投票を願います。

〔投票〕

○議長（杉浦あきら君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1 番、足立初雄君、2 番、伊與田伸吾君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（杉浦あきら君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票、有効投票 15 票、無効投票 1 票。有効投票中、酒向弘康君 15 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、酒向弘康君が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖を解く〕

○議長（杉浦あきら君） ただいま議長に当選されました酒向弘康君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

議席の一部変更を行います。議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更します。

議会の運営基準に関する規程により、議長を 16 番に、副議長を 15 番に、水野千代子君を 5 番に、浅井武光君を 9 番にそれぞれ変更いたします。

なお、議席の番号及び氏名標柱は次期定例会までに作成しますので、一時そのままでも御了承願います。

ここで途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は 1 時より会議を開きます。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

防災・減災対策特別委員会委員の丸山千代子君、中根久治君、笹野康男君、池田久男君、酒向弘康君、鈴木雅史君、鈴木重一君、稲吉照夫君、足立初雄君の 9 名から、防災・減災対策特別委員会委員の辞任願が、幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員の伊藤宗次君、鈴木重一君、水野千代子君、丸山千代子君、大嶽弘君、酒向弘康君、中根久治君、志賀恒男君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君の 10 名から、幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員の辞任願が、地方創生特別委員会委員の大嶽弘君、鈴木雅史君、水野千代子君、伊藤宗次君、笹野康男君、池田久男君、志賀恒男君、伊與田伸吾君、足立初雄君の 9 名から地方創生特別委員会委員の辞任願が。及び、議会広報特別委員会委員の酒向弘康君、大嶽弘君、水野千代子君、丸山千代子君、鈴木重一君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君、足立初雄君の 8 名から議会広報特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。

この際、防災・減災対策特別委員会委員、幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員、地方創生特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 異議なしと認めます。

よって、防災・減災対策特別委員会委員、幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員、地方創生特別委員会委員及び議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程

○議長（杉浦あきら君） 追加日程、特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

まず、防災・減災対策特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、丸山千代子君、中根久治君、笹野康男君、池田久男君、酒向弘康君、鈴木雅史君、鈴木重一君、稲吉照夫君、足立初雄君の退場を求めます。

〔9名 退場〕

○議長（杉浦あきら君） お諮りします。

丸山千代子君、中根久治君、笹野康男君、池田久男君、酒向弘康君、鈴木雅史君、鈴木重一君、稲吉照夫君、足立初雄君の防災・減災対策特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 異議なしと認めます。

よって、丸山千代子君、中根久治君、笹野康男君、池田久男君、酒向弘康君、鈴木雅史君、鈴木重一君、稲吉照夫君、足立初雄君の防災・減災対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

辞任が許可されましたので、丸山千代子君、中根久治君、笹野康男君、池田久男君、酒向弘康君、鈴木雅史君、鈴木重一君、稲吉照夫君、足立初雄君の入場を求めます。

〔9名 入場〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤宗次君、鈴木重一君、水野千代子君、丸山千代子君、大嶽弘君、酒向弘康君、中根久治君、志賀恒男君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君の退場を求めます。

〔10名 退場〕

○議長（杉浦あきら君） お諮りします。

伊藤宗次君、鈴木重一君、水野千代子君、丸山千代子君、大嶽弘君、酒向弘康君、中根久治君、志賀恒男君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君の幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 異議なしと認めます。

よって、伊藤宗次君、鈴木重一君、水野千代子君、丸山千代子君、大嶽弘君、酒向弘康君、中根久治君、志賀恒男君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君の幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

辞任が許可されましたので、伊藤宗次君、鈴木重一君、水野千代子君、丸山千代子君、大嶽弘君、酒向弘康君、中根久治君、志賀恒男君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君の入場を求めます。

〔10名 入場〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、地方創生特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、大嶽弘君、鈴木雅史君、水野千代子君、伊藤宗次君、笹野康男君、池田久男君、志賀恒男君、伊與田伸吾君、足立初雄君の退場を求めます。

〔9名 退場〕

○議長（杉浦あきら君） お諮りします。

大嶽弘君、鈴木雅史君、水野千代子君、伊藤宗次君、笹野康男君、池田久男君、志賀恒男君、伊與田伸吾君、足立初雄君の地方創生特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 異議なしと認めます。

よって、大嶽弘君、鈴木雅史君、水野千代子君、伊藤宗次君、笹野康男君、池田久男君、志賀恒男君、伊與田伸吾君、足立初雄君の地方創生特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

辞任が許可されましたので、大嶽弘君、鈴木雅史君、水野千代子君、伊藤宗次君、笹野康男君、池田久男君、志賀恒男君、伊與田伸吾君、足立初雄君の入場を求めます。

〔9名 入場〕

○議長（杉浦あきら君） 続きまして、議会広報特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、酒向弘康君、大嶽弘君、水野千代子君、丸山千代子君、鈴木重一君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君、足立初雄君の退場を求めます。

〔8名 退場〕

○議長（杉浦あきら君） お諮りします。

酒向弘康君、大嶽弘君、水野千代子君、丸山千代子君、鈴木重一君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君、足立初雄君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、酒向弘康君、大嶽弘君、水野千代子君、丸山千代子君、鈴木重一君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君、足立初雄君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

辞任が許可されましたので、酒向弘康君、大嶽弘君、水野千代子君、丸山千代子君、鈴木重一君、稲吉照夫君、伊與田伸吾君、足立初雄君の入場を求めます。

〔8名 入場〕

○議長（杉浦あきら君） 私はここで、防災・減災対策特別委員会委員、地方創生特別委員会委員を辞任いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時17分

○副議長（酒向弘康君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

杉浦あきら君から、防災・減災対策特別委員会委員及び地方創生特別委員会委員の辞任届が提出されました。

この際、防災・減災対策特別委員会委員及び地方創生特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○副議長（酒向弘康君） 訂正いたします。

杉浦あきら君から、防災・減災対策特別委員会委員及び地方創生特別委員会委員の辞任願が提出されました。

この際、防災・減災対策特別委員会委員及び地方創生特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○副議長（酒向弘康君） 御異議なしと認めます。

よって、防災・減災対策特別委員会委員及び地方創生特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。



追加日程

○副議長（酒向弘康君） 追加日程、防災・減災対策特別委員会委員及び地方創生特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、杉浦あきら君の退場を求めます。

〔16番 杉浦あきら君 退場〕

○副議長（酒向弘康君） お諮りします。

杉浦あきら君の防災・減災対策特別委員会委員及び地方創生特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○副議長（酒向弘康君） 御異議なしと認めます。

よって、杉浦あきら君の防災・減災対策特別委員会委員及び地方創生特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

辞任が許可されましたので、杉浦あきら君の入場を求めます。

〔16番 杉浦あきら君 入場〕

○副議長（酒向弘康君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第6

○議長（杉浦あきら君） 日程第6、常任委員会委員・議会運営委員会委員の選任を議題とします。

続いて、追加日程についてお諮りします。

先ほど、辞任のありました特別委員会委員の選任の件を、この際、日程に追加し、追加日程としたいと思えます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程とすることに決定しました。

追加日程

○議長（杉浦あきら君） 追加日程、特別委員会委員の選任の件を議題とします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 2時15分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

お諮りします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名します。なお、議長は常任委員を辞退いたします。したがって、総務教育委員会は7名であります。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時17分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会で正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

まず、総務教育委員会委員長 池田久男君、副委員長 伊與田伸吾君。

次に、福祉産業建設委員会委員長 志賀恒男君、副委員長 足立初雄君。

次に、議会運営委員会委員長 笹野康男君、副委員長 池田久男君。

次に、防災・減災対策特別委員会委員長 水野千代子君、副委員長 鈴木重一君。
次に、幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員長 伊藤宗次君、副委員長 稲吉照夫君。
次に、地方創生特別委員会委員長 鈴木雅史君、副委員長 鈴木重一君。
次に、議会広報特別委員会委員長 丸山千代子君、副委員長 志賀恒男君。
以上であります。

日程第7

○議長（杉浦あきら君） 日程第7、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の選挙を議題とします。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにより行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんによることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に杉浦あきら、酒向弘康君、志賀恒男君、足立初雄君、笹野康男君、以上5名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました杉浦あきら、酒向弘康君、志賀恒男君、足立初雄君、笹野康男君を蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました杉浦あきら、酒向弘康君、志賀恒男君、足立初雄君、笹野康男君は、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました杉浦あきら、酒向弘康君、志賀恒男君、足立初雄君、笹野康男君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選告知をします。

次に、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の浅井武光君、水野千代子君から辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程と

して選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに補欠選挙を行うことに決定しました。

追加日程

○議長(杉浦あきら君) 追加日程、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにより行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんによることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長により指名することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に杉浦あきら、酒向弘康君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました杉浦あきら、酒向弘康君を岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました杉浦あきら、酒向弘康君は、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました杉浦あきら、酒向弘康君に、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選告知をします。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の浅井武光君から辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程として選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行うことに決定しました。



追加日程

○議長(杉浦あきら君) 追加日程、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推せんにより行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんによることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員候補に杉浦あきらを指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました杉浦あきらを愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました杉浦あきらが愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者に当選しました。

ただいま当選しました杉浦あきらに本席から会議規則第33条第2項の規定による当選告知をします。

ここでお諮りします。

この後、本日出席を求めた理事者のほか、全ての次長以上の理事者のもとで議長、副議長、各委員会委員長の御挨拶をいただきたいと思います。

本日出席を求めた理事者以外の次長以上の理事者の入場を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、本日出席を求めた理事者以外の次長以上の理事者の入場を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時27分

〔理事者入場〕

再開 午後 2時30分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

本日の臨時会において決定した議会構成については、お手元に配付した名簿のとおりであります。

ここで、議長、副議長、各委員長の挨拶を賜ります。

最初に議長、杉浦あきらから御挨拶をいたします。

〔議長 杉浦あきら君 登壇〕

皆さん、こんにちは。一言御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方の御推挙によりまして、議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でありまして、衷心より感謝いたすとともに、この重責を痛感いたしている次第であります。

私はもとより浅学非才でありまして、その器ではありませんが、ここに皆様方の御推選を受けた上は一身を挺し、その御厚志に誠心誠意努力いたす覚悟であります。議会運営につきましても、不偏不党、公正無私の立場を堅持いたす所存でございます。

何とぞ、皆様方の温かい御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

緩やかな景気回復が見込まれる中、楽観はできない財政状況の中で、幸田町が抱えている問題、課題も多岐にわたり山積みしております。これらの問題を一つずつ解決し、幸田町が今後とも持続可能な町として成り立つとともに、開かれた議会の構築を目指し、町民の負託に応えなければならないと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。（拍手）

〔議長 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、副議長、酒向弘康君から御挨拶をお願いいたします。

〔副議長 酒向弘康君 登壇〕

○副議長（酒向弘康君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方から御推挙をいただき、副議長の要職につくことになりました酒向でございます。

私はもとより浅学非才で、その器ではございませんが、御使命をいただきました上は、皆様の御指導と御鞭撻を賜り、副議長の職務を全うしてまいりたいと思います。

微力ではございますが、今後とも幸田町の発展のため、より一層の努力をしていく覚悟ではございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

本日はありがとうございました。（拍手）

〔副議長 酒向弘康君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 各委員長より御挨拶をお願いいたします。

まず、総務教育委員長 11番、池田久男君。

〔11番 池田久男君 登壇〕

○11番（池田久男君） 皆さん、改めましてこんにちは。

先ほど総務教育常任委員会委員各位の御推挙により委員長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄であります。心より感謝いたすとともに、この重責を痛感しております。

総務教育委員会は、大変多岐にわたっております。委員会運営には誠心誠意努力いたす覚悟でございますけど、皆さんの御指導、御協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが、委員長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔11番 池田久男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、福祉産業建設委員長 6番、志賀恒男君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

○6番（志賀恒男君） 皆さん、改めましてこんにちは。

先ほどの福祉産業建設委員会におきまして、委員長に推挙されまして努めさせていただくことになりました志賀でございます。

職責の重さに身の引き締まる思いであります。取り組むべき課題は山積をしておるといふふうに認識をしております。住民の福祉向上のため、全力を尽くしてまいります。

議員の皆様におかれましては、御指導、御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、議会運営委員長 12番、笹野康男君。

〔12番 笹野康男君 登壇〕

○12番（笹野康男君） 皆さん、改めましてこんにちは。

先ほどの議会運営委員会委員による選挙によりまして、委員長に推挙されました笹野でございます。2年間の議会運営委員会の委員長としてやってきましたけれども、再度委員長として任務を担うことになりました。本当にまだまだ幸田町議会として何をすべきか十分まだ議論がなされていないかように思っております。議会改革も大事であります。

そして、町、当局とも、議会とも常に両輪の輪とは言いませんけれども、対決した中で、町民に向けた提案ができていく。発議ができていくような議会になればいいなというふうに思っております。そういう点では、皆さんの協力を得て、町民に愛される議会、議会改革を行ってまいりたいとかように思っています。

ぜひとも皆さんの協力をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

〔12番 笹野康男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、防災・減災対策特別委員長 5番、水野千代子君。

〔5番 水野千代子君 登壇〕

○5番（水野千代子君） 改めましてこんにちは。

先ほど、防災・減災対策特別委員会の委員長に御推挙いただきました水野千代子でございます。

防災・減災対策に特化した調査・研究を行ってまいります。特に今年度は、幸田町業務継続計画の策定が予定をされております。しっかり審議してまいりたいと思います。

2年間委員各位の皆様には大変お世話になります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

〔5番 水野千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、幸田・三ヶ根駅前整備特別委員長 14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 皆さん、こんにちは。

先ほど特別委員会で皆さんの御推挙をいただき、引き続き委員長に就任することになりました。

幸田町の町の玄関、駅前、遅々として、その姿が見えてこない。極めて残念ではございますけれども、少なくとも町の玄関という形の中で、国の予算のつき方にも大きく左右されますけれども、今のようなぺんぺん草が生えるような、こういう状況を一刻も早く解消しながら皆さんと一緒に力を合わせて邁進をしていく決意でございます。どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げ、挨拶にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、地方創生特別委員長 7番、鈴木雅史君。

〔7番 鈴木雅史君 登壇〕

○7番（鈴木雅史君） 皆さん、こんにちは。

地方創生特別委員長に就任いたしました鈴木でございます。

地方創生特別委員長としての職務に努めてまいります。

よろしくお願いいたします。（拍手）

〔7番 鈴木雅史君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、議会広報特別委員長 13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 先ほど議会広報特別委員会におきまして、委員長として推挙されました丸山千代子でございます。

議会広報の役割は町政や、あるいは議会の活動の様子など、ありのままに、また、町民の皆様にはわかりやすくお伝えする大事な任務を持っているわけでありまして。皆様方の御協力を得ながら、議会広報づくりやしていきたいというふうに思っております。またどうぞ御協力よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて、平成29年5月2日召集された第1回幸田町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 2時45分

○議長（杉浦あきら君） 閉会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成29年第1回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、早朝より御出席いただき、終始御熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決・同意を賜りましたこと、心から感謝、お礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、審議の際いただきました御意見・御提言等を重く受けとめて、十分留意いたし、適正な執行、運用に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、議会運営をつかさどる今回の役員人事につきましては、先ほど、杉浦議長、酒向副議長さんを中心に、各委員会の正副委員長さんと新しい体制が整われました。心からお喜びを申し上げます。

また、本臨時会に提案しました幸田町監査委員の選任につきましては御同意を賜り、心から厚く御礼申し上げます。監査委員として、大嶽議員には今後の町行財政の執行に当たりまして、適正なる御教授を賜りますようお願いを申し上げます。

今月中旬からは各常任委員の協議会もお願いしたいと考えております。また、6月には議会定例会も予定いたしております。議員各位におかれましては、何かと御多用のことと存じますが、健康にはくれぐれも御留意をいただき、町政発展のために特段の御指導、御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には何かと御多忙中の中、長時間にわたり熱心に御審議賜り、議事進行に御協力いただき、まことにありがとうございました。

ここで、連絡を申し上げます。

議会運営委員会が5月9日、火曜日、午前9時より第2委員会室において開催されますので、委員の方はよろしくお願いをいたします。

以上です。

大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。
どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年5月2日

議 長

議 員

議 員